2　平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十三条第二項、第二十三条の二及び第二十五条第四項から第九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

政令附則第三十三条第二十項第三号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第三号	
法附則第五十六条第十四項又は第十五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項又は第十五項	
法附則第五十六条第十五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項	
同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	
同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する	同条第十四項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する	
同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	
同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する	同条第十五項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する	
政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで	

附則第二十三条第二項		
政令附則第三十二条第三項又は第四項	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。以下「改正令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合において
法附則第五十二条第二項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する	
法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合において	平成二十三年三月十一日	
同項各号又は同条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車	

附則第二十三条の二第一項		
法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号	
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	
法附則第五十二条第二項又は第三項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項に規定する	
政令附則第三十二条の二第二項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項	
法附則第五十四条第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項	
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項	
法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項	
政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号	
法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	
法附則第五十二条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	
法附則第五十四条第三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項	
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	